壬生町みぶブランドチャレンジ支援事業

補助金交付要綱

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成３０年３月２８日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　告示第３０号

（趣旨）

第１条　この要綱は、みぶブランド品の開発及び認定された産品のブランド力を向上させ

るため、研究開発費や販路拡大の費用に対する補助金（以下「補助金」という。）の交

付について、壬生町補助金等交付規則（昭和５０年壬生町規則第５号。以下「規則」と

いう。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに

　よる。

　(1) みぶブランド品　みぶブランド認定要領（平成２６年壬生町要領第１号）に基づき

認定を受けたもの

　(2) 新規商品開発事業　みぶブランドの認定を受けるために、新しい素材や技術等を利

用し、優れた商品を新たに開発する事業

　(3) 商品改良事業　みぶブランド品を改良するための事業

　(4) 販路拡大事業　みぶブランド品の販売経路の拡大を図るための事業

　(5) 特許取得事業　みぶブランド品の特許又は商標登録を取得する事業

　（補助対象者）

第３条　補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、食品製造業（酒

類製造業を含む）及び工業製品の生産、製造並びに卸小売を行う個人、法人又はこれら

を営む者で組織される法人、団体（任意）であって、壬生町内に店舗又は事業所を有す

る者とする。ただし、町税滞納者及び町税未申告者を除く。

　（補助対象経費）

第４条　新規商品開発事業、商品改良事業、販路拡大事業及び特許取得事業の補助対象経

費は、別表のとおりとする。

２　前項の補助対象経費に関して、国県等が行う他の制度による補助金等の交付を受けて

いる場合にあっては、当該事業に係る経費は、この補助金の対象としない。

　（補助金の額及び交付期間）

第５条　補助金の額は、補助対象経費の２分の１以内、３０万円を限度とし、予算の範囲

内において交付するものとする。

２　補助の実施期間は、平成３０年度から平成３２年度の３年間とする。

（交付の制限）

第６条　補助金の交付は、当該年度、１補助対象者につき１事業とする。

　（交付申請）

第７条　規則第４条の規定により、補助金等交付申請書に添える書類は、次に掲げるもの

　とする。

　(1) 事業計画書（様式第１号）

　(2) 収支予算書（様式第２号）

　(3) 補助対象経費の見積書等の写し又はそれに代わるもの

　(3) 町税の完納証明書

　(4) その他町長が必要と認める書類

２　申請書の提出は、当該事業年度の６月末日までとする。ただし、町長が必要と認める

場合は、申請期間を延長することができる。

　（補助対象者の選考等）

第８条　町長は、前条の申請を受理したときは、みぶブランド推進協議会（以下「協議会

」という。）に審査を委任するものとする。

２　協議会は、前項の審査にあたっては、申請書の書類審査及び申請者からの意見聴取に

加え、必要に応じて事業場等の現地調査を行う。

３　協議会は申請者に対し、審査に必要な資料の提出を求めることができる。その費用は

申請者負担とする。

４　協議会は審査にあたり、必要に応じて、委員以外の専門家の意見を聞くことができる。

５　申請者は、審査が円滑に行われるように積極的に協力しなければならない。

　（交付の決定）

第９条　町長は、前条の規定による協議会の審査結果を受け、補助金を交付することが適

当であると認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。

　（実績報告）

第１０条　規則第１３条の規定により、補助事業等実績報告書に添える書類は、次に掲げ

　るものとする。

　(1) 事業成果物又は事業実施の証拠となる写真

　(2) 収支決算書（様式第３号）

　(3) 領収書の写し

　(4) その他町長が必要と認める書類

第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

制定文　抄

　平成３０年４月１日から適用する。

別表（第４条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 補助対象経費 |
| 新規商品開発事業 | 専門家謝金・旅費、マーケティング調査費、原材料費、試作  費、機械装置又は工具器具の購入・改良・借用・保守費、検  査・試験・分析費、共同研究費、資料購入費、その他町長が  必要と認める経費 |
| 商品改良事業 | 専門家謝金・旅費、マーケティング調査費、原材料費、試作  費、機械装置又は工具器具の購入・改良・借用・保守費、検  査・試験・分析費、共同研究費、資料購入費、その他町長が  必要と認める経費 |
| 販路拡大事業 | 展示会等出店に要する経費（報償費、旅費、使用料、委託料  、賃借料、消耗品費、通信運搬費、光熱水費）、その他町長  が必要と認める経費 |
| 特許取得事業 | 特許、商標等の取得に要する経費（申請、審査及び登録に要  するものに限る。）、その他町長が必要と認める経費 |